

令和6年度版

汐路小学校

# PTA 活動のご案内

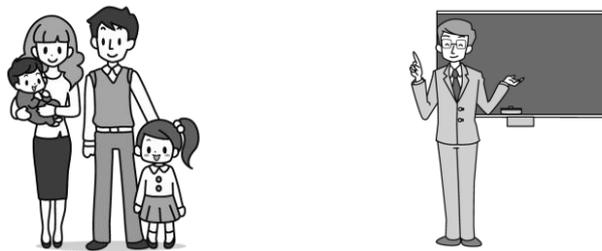
要保存



## PTAとは・・・

子どもたちの学校生活を安全に、より良いものにするために活動する団体のことです。

Parents（保護者） ・ Teachers（先生） ・ Association（会）の略語です。



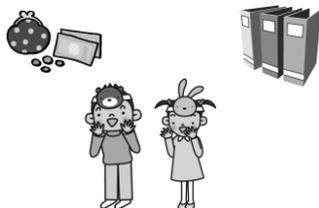
## PTA会員とは・・・



PTA会員になっていただいた保護者の皆様と一緒に子どもたちの学校生活を見守っていきます。



### PTA会費



- ・ 消耗品や備品、各専門部の活動費、様々な行事のワライ配信等に利用します。
- ・ 入学後、『PTA会費申込書』をご提出していただきます。

### 朝の交通旗当番



- ・ 校外活動部が保護者の皆様へ案内を出します。（年数回、朝7：40頃～8：00頃）
- ・ 旗当番表の作成に住所が必要なため、入学後、『個人情報取扱いに関する同意書』をご提出していただきます。

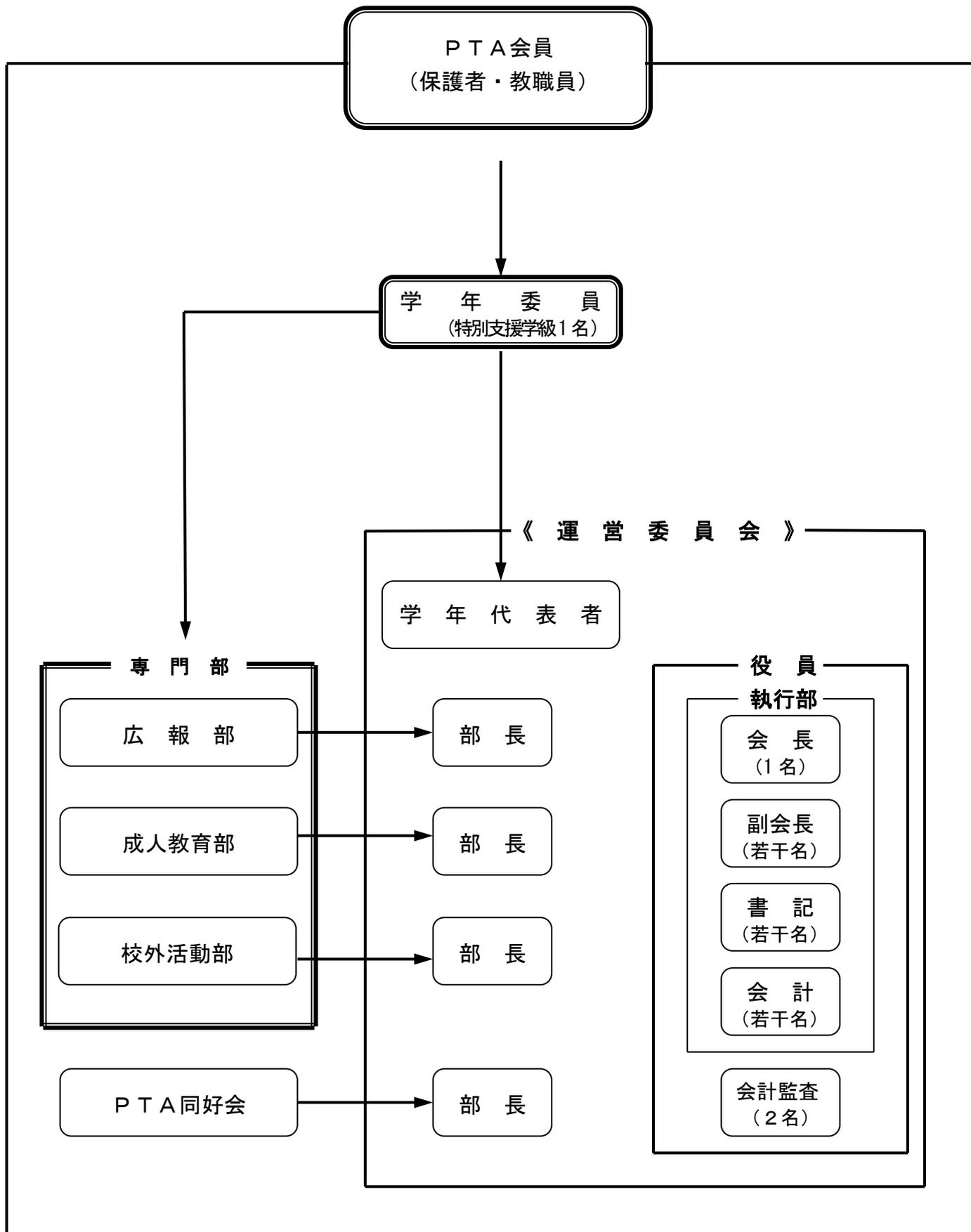
### PTA総会



- ・ 毎年春に開催します。（予算や活動方針について、検討し決定する会です。）
- ※令和5年度は紙面開催

※『PTA会費申込書』と『個人情報取扱いに関する同意書』は、入学後に配布されます。

# 汐路小学校 P T A 組織図

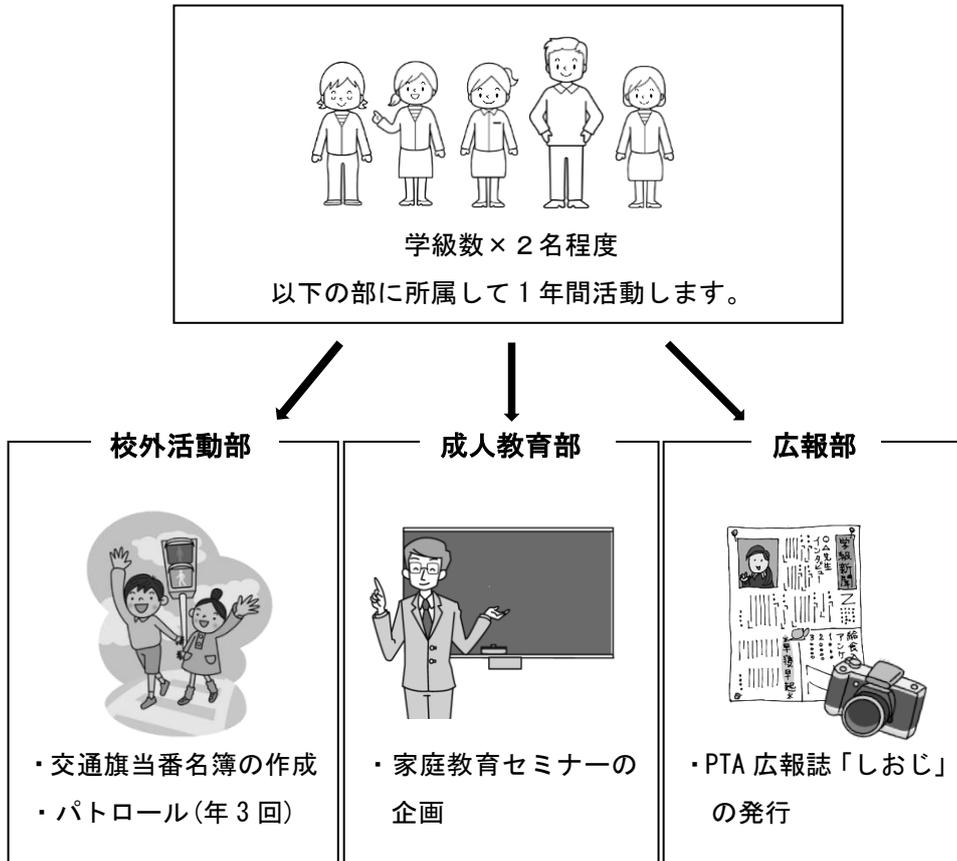


## 学年委員の免除期間について

(学年委員：3年免除 ・ 専門部部長：5年免除 ・ 執行部：永久免除)

# ▶▶▶▶ 学 年 委 員 ◀◀◀◀

PTA学年委員とは・・・（2年生～6年生の保護者で構成されています）



※新1年生からの選出はありません。

## 学年委員の仕事を通して仲間を増やそう

学年委員としてPTA活動に参加していただくことにより、PTA会員同士のコミュニケーションの場を広げることができます。普段、なかなか話す機会のない学級間・学年間を越えた会話の広がりがあります。

仲間を増やし、子育てに役立てていきましょう。

## 学年委員・専門部決定までの流れ

11月（1年生～5年生）  
「学年委員選出事前調査票」配付

11～12月（1年生～5年生）  
「学年委員選出事前調査票」回収・結果集計

1～2月（1年生～5年生）  
立候補が定員未達成の場合、選挙にて学年委員を選出

4月中旬  
学年委員の会にて、各専門部に所属・部長など決定

4月下旬  
PTA総会

5月上旬  
各学年・各専門部 引継ぎの会（新・旧部長などが参加）

5月中旬  
各専門部に分かれて活動スタート！！

広報部

成人教育部

校外活動部

## PTA広報誌【しおじ】の発行をしています。

今年度はテーマを「みんなちがって、みんないい」としました。

前期と後期に、年二回の発行を目指して頑張っています。

学校職員の方々やPTA活動の紹介、学校行事の様子等を盛り込み、保護者の皆様と学校の架け橋となる内容を目標に、作成しています。

活動は、メールやLINE等を活用し、限られた時間の中で作業を効率よく行う工夫をしています。

広報誌を皆さまのお手元にお届けすることで活動が形に残り、達成感があります。

し  
お  
じ

し  
お  
じ

### 広報誌作成の流れ

#### 企画・役割分担

その年の広報誌のテーマ、掲載内容を決定して、作業を分担します。

#### 取材・原稿作成

取材先への取材依頼、学校行事の写真撮影等。

印刷業者の方と相談しながら、レイアウトを作成します。

#### 入 稿

原稿を印刷業者さんへ作成依頼します。

#### 校 正

出来上がった原稿を確認・修正します。

誤字・脱字のチェック後印刷へ。

**ゼロからの作成で、達成感抜群です！！**

## ▶ ▶ ▶ ▶ 成人教育部 ◀ ◀ ◀ ◀

成人教育部では、例年、給食試食会と前期・後期で2グループに分かれて家庭教育セミナーの企画・運営をしています。

令和5年度は、対面形式で家庭教育セミナーを実施しました。参加者同士で会話しながら、考えを深めることができました。セミナーの様子は、YouTube で配信し、当日参加できなかった会員の皆様にも、見ていただけるようにしました。

家庭教育セミナーの企画・運営は、講演内容・講師の先生の決定、配信方法・期間の調整、報告書の作成などを行います。部員で連絡を取り合い、楽しみながら活動できます。部員自身としても学校行事・セミナー企画で学ぶことが多く、また保護者の皆様から、「とても楽しい会でした。」「ためになる講演をありがとうございます。」と声を掛けてもらえる、大変やりがいのある仕事です。

### 家庭教育セミナー

- ・ 講演内容決定
- ・ 開催日の調整
- ・ 案内文作成
- ・ 当日の運営
- ・ 終了後の報告書作成



## ▶ ▶ ▶ ▶ 校外活動部 ◀ ◀ ◀ ◀

P T A 会員の皆様には、子どもたちの安全を守るために、毎朝の交通旗当番にご参加いただいております。

校外活動部では、朝の交通旗当番の名簿作成管理をしています。また、名古屋市要請の一斉パトロールを夏・冬・春の年3回行っています。



### <主な活動>

- 歩行訓練のお手伝い（5月）
- 夏の一斉パトロール（7月）
- 冬の一斉パトロール（12月）
- 春の一斉パトロール（3月）
- 新年度の旗当番名簿作成（5月、12月）
- ヒヤリマップの更新



令和3年度、4年度は新型コロナウイルスの影響の為、活動を縮小して行っております。

### 【部員の声】

☆普段、気にしていなかった危険箇所などを改めて認識することができ、子どもたちの安全に目を向けるよい機会となりました。

☆自分の住む地区はもちろん、学区全体の危険箇所の実態を知ることができ、安全への意識が高まりました。

☆最初は不安でしたが、実際に校外活動部の仕事をしてみると、保護者同士のつながりもでき、大変有意義な時間を過ごすことができました。

☆部員さんの活動は、子どもたちの学校生活において非常に重要であることを認識でき、多くの保護者の自主的かつ積極的な参加が必要であると感じられました。



# ▶▶▶▶ バレーボール部 ◀◀◀◀ (同好会)

## P T Aバレーボール部 仲間募集

家事に育児・仕事にと単純な毎日、最近運動していないパパとママ！  
私たちとおしゃべりしながらバレーボールで汗をかいて楽しみませんか？



### 活動内容

練習日 : 毎週水曜日または金曜日 夜7時半～9時

練習場所 : 汐路小学校体育館

※祝日や行事で体育館が使えない時はお休みになります。

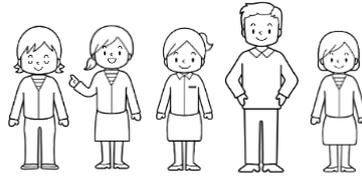
※連絡なしでも大丈夫ですのでお気軽に体育館にお越しください。

※問い合わせは、教頭先生や担任の先生までお尋ね下さい。



4回返しでアタックのない  
バレーボールです。  
初めての人も大丈夫ですよ！

## ▶ ▶ ▶ ▶ 執行部 ◀ ◀ ◀ ◀



会長、副会長、書記、会計で構成（10名）  
以下の活動を2年間行います。

### 《 主な仕事 》

#### 会長

- ・瑞穂区小学校PTA協議会をはじめ各種会合に出席。  
イベント時には挨拶をします。



#### 副会長

- ・PTAの運営がスムーズに行えるように取りまとめをします。  
人と話すのが好きな方、スケジュール管理や采配が得意な方に向いています。



#### 会計

- ・備品の購入やPTA活動の撮影をします。  
出納帳の管理やパソコンでの書類作成も行います。



#### 書記

- ・議事録やお便りなど様々な文章の作成をします。  
パソコンの得意な方や文章を作るのが得意な方に向いています。



### 《 主な活動 》



- ・パソコンで会員の皆様へ配布する書類の作成（月2～4回／学校内にて）
- ・体育館シューズリユース（年3回／授業参観時）
- ・PTA総会（年1回／昨年度は書面にて開催）
- ・他行との交流、区や市の会議やセミナーへの参加等

# 汐路小学校 P T A 会 則

第1条 本会は名古屋市立汐路小学校 PTA と称し、事務所を汐路小学校におく。

第2条 本会は家庭と学校と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動をする。

1. 学校教育及び家庭教育の支援、社会教育の振興
2. 会員相互の研修と親睦
3. 児童の福利厚生
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事項

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

1. 汐路小学校に在籍する児童の父母、またはこれらに代わる者
2. 汐路小学校の教職員

第5条 本会には次の役員をおく。

- |     |     |                        |
|-----|-----|------------------------|
| 会長  | 1名  | ……本会を代表して会務を掌握する       |
| 副会長 | 若干名 | ……会長を補佐し、会長に事故ある時は代理する |
| 書記  | 若干名 | ……会長の指示にしたがって事務を処理する   |
| 会計  | 若干名 | ……会計に関するいっさいの事務を処理する   |
| 監査  | 2名  | ……会計の監査をする             |

第6条 本会役員は次の方法によって選出する。

1. 会長は選考委員会を設置して会員中より候補者を選び、総会において決定する。
2. 副会長、書記、会計は会長が推薦し、総会の承認を得て決定する。
3. 会計監査は運営委員中より互選し、総会の承認を得て決定する。

第7条 顧問、参与は運営委員会の承認を得て、会長が委嘱することができる。

第8条 本会の運営上、委員を次のようにおく。

1. 学年委員……各学年より若干名を選出する。  
学年委員は学年代表者を互選する。
2. 学校委員……教員中各学年1名を選出する。

第9条 本会事業の企画、運営のため、次の委員会をおく。

1. 運営委員会……学年代表者、専門部部长、役員をもって構成する。

第10条 会の活動に必要な部門ごとに専門部会を設けることができる。

第11条 役員、委員の任期は一年とし、再任を妨げない。

- 但し、1. 後任者決定までは、その事務を取り扱う。
2. 補欠者の任期は前任者の残存期間とする。

第12条 総会は年一回以上開き、役員承認、予算、決算、会務の報告、事業その他重要事項を審議決定する。

第13条 総会の議事は出席者の過半数の賛成で決する。可否同数のときは議長の決するところとする。

第14条 緊急を要する事項の処理は、全委員会をもって総会にかえることができる。

第15条 本会の経費は会費その他の収益による。

第16条 本会の会計は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日の始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本会則の改訂は総会の承認を得るものとする。

第19条 本会則は昭和57年5月10日より実施する。

# 会 則 の 内 規

## 第 1 条 役員

1. 書記若干名のうち、2名は教師会員をもってあてる。
2. 会計若干名のうち、1名は教師会員をもってあてる。
3. 執行部経験者は、学年委員の選考対象外とする。

## 第 2 条 選考委員会

この会は、学年代表者をもってこれにあて、任務を終了したとき解任される。

## 第 3 条 会費

会費は一口50円とする。

## 第 4 条 委員の選出

学年委員は、各学年の会員から各学級数2名を選出する。  
但し、ひまわり学級は1名とする。

## 第 5 条

1. 会務の遂行のため、次の部会を設ける。
  - 広 報 部 (広報「しおじ」発行 その他)
  - 成人教育部 (講 演 会 その他)
  - 校外活動部 (交 通 指 導 その他)
2. 各部は、学年委員で構成し、部員の所属は会長の委嘱による。
3. 各部には、部長を1名をおき、部内で互選する。
4. 部長は部員と協力して、所期の目的達成につとめる。  
部員は部長を補佐し、記録をとり、部長に事故ある時は代行する

附則	昭和57年	5月10日	設定
附則	昭和63年	11月24日	改訂
附則	平成5年	4月27日	改訂
附則	平成7年	4月25日	改訂
附則	平成9年	4月24日	改訂
附則	平成10年	4月23日	改訂
附則	平成20年	5月1日	改訂
附則	平成29年	11月2日	改訂
附則	令和元年	10月21日	改訂

# 同 好 会 設 置 内 規

第 1 条 会員の希望により、同好会を設置することができる。

但し、運営委員会の協議により決定する。

第 2 条 部に部長、副部長、庶務をおき、部内で互選する。

第 3 条 役員の仕事は、会則の内規5条4項と同じ。

第 4 条 同好会への参加は自由とする。入退の希望者はその都度その部の部長へ申し出ること。

附則 昭和57年 5月10日 設定